九　地方法人特別譲与税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額

2　前項各号に掲げる収入の項目に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額は、同項各号に掲げる収入の項目に係る都道府県算定基礎額とする。

3　法附則第七条の四に規定する平成三十年度に各都道府県の基準財政収入額に加算する額は、一項各号に掲げる収入の項目に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額として前項の規定により定める額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

4　法附則第七条の四に規定する各市町村における次の各号に掲げる収入の項目に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十七年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による収入が減少する額として総務大臣が算定した額（次項において「市町村算定基礎額」という。）とする。

一　個人の市町村民税（道府県民税所得割臨時交付金収入見込額を含む。）に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額

二　法人の市町村民税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額

三　固定資産税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額

四　軽自動車税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額

五　自動車取得税交付金に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額

5　前項各号に掲げる収入の項目に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額は、同項各号に掲げる収入の項目に係る市町村算定基礎額とする。

6　法附則第七条の四に規定する平成三十年度に各市町村の基準財政収入額に加算する額は、第四項各号に掲げる収入の項目に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額として前項の規定により定める額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

7　合併関係市町村に係る前項の基準財政収入額に加算する額は、第五項の規定により定める当該新市町村の個人の市町村民税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第一号㈡の規定に準じて按分した額、法人の市町村民税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第一号㈢の規定に準じて按分した額、固定資産税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第二号の規定に準じて按分した額、軽自動車税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第三号の規定に準じて按分した額及び自動車取得税交付金に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第七号の六の規定に準じて按分した額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

九　地方法人特別譲与税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額

2　前項各号に掲げる収入の項目に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額は、同項各号に掲げる収入の項目に係る都道府県算定基礎額とする。

3　法附則第七条の四に規定する平成二十九年度に各都道府県の基準財政収入額に加算する額は、第一項各号に掲げる収入の項目に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として前項の規定により定める額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

4　法附則第七条の四に規定する各市町村における次の各号に掲げる収入の項目に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十七年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による収入が減少する額として総務大臣が算定した額（次項において「市町村算定基礎額」という。）とする。

一　個人の市町村民税（道府県民税所得割臨時交付金収入見込額を含む。）に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額

二　法人の市町村民税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額

三　固定資産税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額

四　軽自動車税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額

五　自動車取得税交付金に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額

5　前項各号に掲げる収入の項目に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額は、同項各号に掲げる収入の項目に係る市町村算定基礎額とする。

6　法附則第七条の四に規定する平成二十九年度に各市町村の基準財政収入額に加算する額は、第四項各号に掲げる収入の項目に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として前項の規定により定める額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

7　合併関係市町村に係る前項の基準財政収入額に加算する額は、第五項の規定により定める当該新市町村の個人の市町村民税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第一号㈡の規定に準じて按分した額、法人の市町村民税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第一号㈢の規定に準じて按分した額、固定資産税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第二号の規定に準じて按分した額、軽自動車税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第三号の規定に準じて按分した額及び自動車取得税交付金に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第七号の六の規定に準じて按分した額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。